

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県児童相談システム調達業務企画提案書評価委員会）運営要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（鳥取県児童相談システム調達業務企画提案書評価委員会）（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審議する事項）

第2条 委員会は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき設置されるものであり、次の事項を審議する。

- （1）鳥取県児童相談システム構築・保守業務に係る調達の仕様及び企画提案書を評価するための評価基準（落札候補者選定基準）
- （2）鳥取県児童相談システム構築・保守業務に係る企画提案書の評価及び提案の順位の決定

（委員）

第3条 委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

- 2 委員の任期は、任命した日から令和2年11月30日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 3 会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（審査会）

第5条 委員会は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課長が招集し、会長が議長となる。

- 2 委員の過半数の出席がなければ、委員会を開くことができない。
- 3 委員会の議決は、出席数の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（秘密の保持）

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、委員を辞した後も同様とする。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、鳥取県子育て・人財局家庭支援課において行う。

附 則

この要綱は、令和2年7月20日から施行する。